



「京都市はぐくみ推進審議会」 市民公募委員を募集します

京都市では、母親の妊娠前から子ども・若者まで（0歳～30歳代）とその家族を対象とした「切れ目ない支援」の推進に当たって、検討すべき課題について横断的に議論するため、事業主・労働者代表、子ども・子育て支援事業の従事者、若者支援事業の従事者、有識者、市民公募委員等からなる「京都市はぐくみ推進審議会」を設置しています。

この度、同審議会に御参画いただく市民公募委員を下記のとおり募集しますので、是非御応募ください。

なお、本市の審議会では、青少年（15歳以上30歳未満）委員の参画を進めていますので、本募集においても、青少年の方からの積極的な御応募をお待ちしています。

記

1 募集人数

5名

2 任期

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

3 応募資格

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで継続して、次の(1)から(6)までの条件を全て満たす見込みのある方

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する方

ア 0歳から小学生までのお子さまの保護者で、お子さまが京都市内の幼稚園、保育園（所）、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、学童クラブのいずれかを利用されている保護者

イ 15歳以上30歳未満の方（ただし、中学生を除く。）

ウ 京都市の子ども・若者に係る支援施策の推進に理解、関心のある方

(2) 京都市内に居住（又は通勤・通学）されている方

(3) 日本語での会話や読み書きができる方

(4) 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方

(5) 平日（夜間を含む。）に開催される会議に出席できる方

(6) 本市の他の審議会等に2つ以上、市民公募委員として参画していない方

こちらからダウンロードできます



裏面に続きます。



4 会議の開催

(1) 会議の委員構成

市民公募委員のほか、事業主・労働者代表、子ども・子育て支援事業の従事者、若者支援事業の従事者、有識者等の30人以内で構成します。

(2) 委員の役割

京都市はぐくみ推進審議会（以下「審議会」という。）の委員として、会議に出席し、京都市の子ども・若者支援に対する御意見等を述べていただきます。

【京都市はぐくみ推進審議会の主な審議内容】

- ア 子ども・若者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況に関する意見聴取
- イ 京都市子ども・若者に係る総合計画の策定・変更に関する意見聴取
- ウ 京都市子ども・若者に係る総合計画の進捗管理及び総括に関する意見聴取

なお、審議会には児童福祉に関する事項について調査・審議する児童福祉分科会を設置しており、児童福祉分科会には専門の事項を調査・審議する部会を設置しています。また、児童福祉分科会に設置する部会とは別に、子ども・若者に関し、検討すべき課題について個別に調査・審議する部会を設置しています。

委員に御就任いただいた場合は、全体会議と併せて、複数の部会に御出席のうえ、御意見を述べていただく可能性がありますので御了承ください。

(3) 開催予定回数

会議の開催回数は全体会議が年1～2回程度、各部会が年1～4回程度を予定しています。

(4) 委員報酬

会議への出席ごとに、本市が定める額をお支払いします。

(5) その他

会議中にお子さまの預かり等が必要な場合は、本市において対応します。

5 応募方法

次の書類を電子メール、持参又は郵送により提出してください。

なお、応募書類は返却しませんので、御了承ください。

(1) 応募用紙に必要事項を記入したもの

(2) 小論文（「妊娠前から子ども・若者までとその家族を対象とした「切れ目ない支援」を実現していくために大切なこと」について、自らの体験、考え方、御意見等を踏まえて800字程度で自由にお書きください。）

※ 応募用紙は、京都市情報館ホームページからもダウンロードできます。

トップページ ⇒ 市政情報 ⇒ 市民参加・市民協働 ⇒ 審議会等市民公募委員募集

https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_bosyu/hagukumi/0000349150.html

6 応募期間

令和8年2月2日（月）から同月24日（火）まで【必着】

7 選考

応募書類を基に選考し、選考結果は、応募者全員にお知らせします。

8 応募・問合せ先

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎5階

Tel 075-222-3922

電子メール：kosodatesien@city.kyoto.lg.jp



発行：京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
令和8年2月発行 京都市印刷物 第071972号

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！